

令和5年度 丸森町教育基本方針

令和5年4月1日

丸森町教育委員会

教育基本方針

教育基本法等の関係法規を踏まえ、宮城県教育基本方針、丸森町民憲章、丸森町総合計画、丸森町復旧・復興基本方針、丸森町教育、文化及びスポーツ振興に関する総合的な施策の大綱、丸森町教育振興基本計画を受けて、生涯学習の理念に基づき、心身ともに健康で、豊かな心を持ち、町民としての郷土愛と連帯感を共有し、たくましく未来を拓く人間の育成を目指して、町民の生涯にわたる学習の充実に努める。

- 温かい絆で結ばれた明るい家庭
- 自ら学び考え、豊かな心とたくましい体を育む学校
- 思いやりを大切にし、学び合い、支え合い、創造する地域社会
- 心身ともに健康で、文化の香り高い町

令和5年度重点目標

I 生涯学習の推進にあたって

本町は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受け、復旧・復興を着実に進めている。その一方で度重なる新型コロナウイルスの感染拡大により、活動の自粛や制限がなされる状況となるなど、社会経済活動に大きな影響が出ている。このような状況下において、感染拡大防止対策を徹底したうえで町民の心のやすらぎの回復や社会参画を進めていく必要性を認識し、安全性を考慮しながら取り組みを推進する。

第五次丸森町総合計画の将来像「人と地域が輝き 豊かで元気なまち・まるもり～一人ひとりの“郷土愛”で未来につなげるまちづくり～」を基本とし、復興ビジョン「共に立ち上がろう 次代につなぐ新たな丸森（まち）づくり」を進めるために、町民が主役となり、課題を見つけ解決する力、発想や思いを実現する行動力、豊かな人間性や創造性を育み、学びを進めていくことが必要である。

また、「地域の個性を活かした協働のまち」を目指し、住民自治組織との協働に取り組んでおり、地域の課題に幅広く対処するため地域の特性を活かした「地区別計画」の実施や地域社会の文化創造につながる活動を支援するとともに、復興の主体は町民一人ひとりであることを共に自覚し、地域の自立と活性化を推進できるようにする。

生涯学習におけるライフステージの中でも、学校教育は集中的に基礎・基本を習得し、学習に対する興味・関心・意欲を高め、社会の変化に対応できる心と体を育てる重要な位置を占めている。令和元年東日本台風災害を踏まえ、これまで以上に防災教育の重要性が高まっていることを認識し、地域や行政と連携した協働教育を推進し、地域を挙げて多様な社会体験ができる環境づくりに努めるものとする

地域学校協働活動が進められている現在、学校だけでなく、地域社会において、人と人々が幅広く交流を図ることにより教育効果が発揮されるよう、家庭・学校・地域の連携による、協働教育を推進するとともに、コミュニティ・スクール制度の導入を見据えた地域とともにある学校づくりを進め、「ふるさと教育」による地域学習への期待に応え、「まるもり大好き人」を育むための支援体制の拡大を図っていくことが肝要である。

II 生涯学習によるまちづくりの推進

町民一人ひとりが自らのライフステージに合った学習を通して、学習の成果を活かし、自己実現を図り、健康で明るい家庭・学校・まちづくりを目指し、学び、支え合う心豊かな郷土の創造のために、次の目標を掲げ実践する。

<温かい絆で結ばれた明るい家庭> (家庭づくり)

～心の絆を大事にする家庭を築きましょう～

<自ら学び考え、豊かな心とたくましい体を育む学校> (自己実現) (学校づくり)

～自ら学び考え、自分の「強み」を活かしましょう～

～考える力、豊かな心、健やかな体を育む特色ある学校をつくりましょう

<思いやりを大切に、学び合い、支え合い、創造する地域社会> (社会参加) (ボランティア)

～いろいろな行事に積極的に参加しましょう～

～町や人々のために積極的に社会活動をしましょう～

＜心身ともに健康で、文化の香り高い町＞ (郷土理解)

～丸森町のよさを見つけ、守り活かしましょう～

Ⅲ－１ 学校教育の充実

1. 志教育を通して、自分のよりよい生き方や地域社会の中で自分ができること、果たすべき役割を考えさせ、人生を切り拓き社会を生きぬく力を育成する。夢や志を持ち、学びへのモチベーションを高め、より意欲的・継続的に実現に向け励むことができるように、志教育の教育課程への創意工夫を進める。
 - (1) 先人の伝記や偉業に関する情報を整備し地域教材を活用しての志教育の充実
 - (2) キャリア教育・職場体験など将来の進路に関する系統的な学習の充実
2. 学ぶ意欲を高め、自ら学び考え、論理的に伝える力を身につけさせ、社会を生き抜く力のもとになる確かな学力を育成する。常に研修等を通して指導力・授業力の向上に励み、また家庭と連携し家庭学習の習慣化を図る。
 - (1) 主体的な学び、対話的で深い学びの充実
 - (2) 全国学力学習状況調査、丸森町立小中学校学力調査の結果の分析・指導の徹底
 - (3) 丸森町教育委員会と小中連携による授業改善
 - (4) 指導過程の工夫『丸森スタンダード』や学習ノートの活用を徹底するとともに、ICTを学習の道具として活用した質の高い家庭学習の習慣化による学力の向上と定着
 - (5) 個別最適な学びを目指した指導法の充実
 - (6) 個に応じた基礎学力の定着を図るため、タブレット端末を活用したAIドリルを導入
3. 郷土の自然や歴史、伝統を学ぶことや「ふるさと教育」に取り組み、郷土を愛する心を育てる。
 - (1) 小中連携した教育計画に基づく「ふるさと教育」への取り組みの推進
 - (2) 地域教材の副読本等の適切な活用
 - (3) 地域の人的資源の活用
4. 魅力ある学校づくりを進め、学校生活が楽しく充実した場となり、いじめや不登校を生まない教育活動を工夫する。また、家庭や地域と連携し、安全で安心な学校づくりを進める。
 - (1) 地域に開かれた安全安心な学校づくりと「地域学校協働活動」の推進を進め、コミュニティ・スクールの実施に向け、学校運営協議会を設置
 - (2) 「自らの命は自らの力で守る」を核とした自然災害に対応する地域と連携した安全教育・防災教育の徹底
 - (3) 行事や学校生活における魅力ある学校づくりの創意工夫
 - (4) いじめ不登校に関する未然防止・対応・ケアに努め、誰もが安心できる居場所となる学校づくりの研修と実践の充実
5. 情報教育の充実を図る。
 - (1) ICT機器を用いて情報活用能力を高め、アクティブラーニングによる課題解決力の向上（協働的学びの実践）
 - (2) 各教科におけるプログラミング教育の実践と、論理的思考力の育成の向上
 - (3) 情報機器の適切な活用について、児童生徒が自ら考え高め合う実践力の育成

Ⅲ－２ 幼児教育の充実

1. 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるものであり、基本的な生活習慣の定着や遊びを通じた調和的な発達を促進する教育・保育を推進する。
 - (1) 基本的な生活習慣に関する保護者との共通認識を深める研修の推進の徹底
 - (2) 子育て支援に関する相談活動の充実
 - (3) 就学支援に関する教育相談の徹底
2. 遊びを通し、調和的な発達を促進する。
 - (1) 子供の発想を育てる遊びの充実
 - (2) 発達を促す遊びの探究と適切な支援
3. 幼保小中連携による望ましい子育てや学ぶ土台づくりを促進する。

Ⅲ－３ 社会教育の充実

1. 町民の誰もが、いつでも、どこでも、学ぶことができ、その成果が活かせる生涯学習環境の整備を進めるとともに、社会参画を促進するため、学習機会や学習情報の提供に努める。また、被災した町民の心に寄り添い、心のやすらぎの回復と社会参画を推進する。
 - (1) 豊かな学びを支えるための魅力ある学習環境の整備
 - (2) 必要課題、要求課題を的確に捉えた、ニーズに応える事業の企画・実施
 - (3) 被災者の心の回復を図るため、関係課等と連携した心の復興支援事業の実施
2. 学校・家庭・地域の連携による協働教育を進めるとともに、「郷土愛」を持ち次代を担う子供たちの育成を図る。
 - (1) 学校・家庭・地域が連携する地域学校協働活動事業の推進
 - (2) 子供の健やかな成長を助長するための体験活動の実施と地域活動への参画推進
 - (3) 「まるもり大好き人」の育成を図るためふるさと学習を推進
3. 丸森町生涯学習基本計画に基づいた地区学習活動の展開を支援する。
 - (1) 生涯学習基本計画の各地区住民自治組織との共通理解と連携・協働
 - (2) 関係職員の資質向上のための研修機会の提供
4. 誰もが気軽に楽しめる、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供し、スポーツの日常化と健康づくりを進める。
 - (1) 出前講座や各種事業によるニュースポーツや軽運動、健康講話などの機会の提供
 - (2) 生きがいづくりや地域コミュニティ形成のためニュースポーツの普及・推進
5. 心を豊かにする香り高い文化・芸術活動の振興を図るとともに、地域の貴重な財産である文化財の保存・継承と活用を図る。また、人生を豊かにより一層生きる力を育む読書活動を推進する。
 - (1) 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする読書活動の推進
 - (2) 心のやすらぎと潤いを与える芸術文化にふれる機会の提供
 - (3) 地域資源や文化財の保存・活用と伝統文化・民俗芸能の後継者育成支援

中期的な方針と施策

この計画の期間は、令和元年度から令和5年度までとする。

1 基本理念

『自然豊かな丸森町に暮らすすべての人と地域が輝き続け、一人ひとりが郷土を愛する心を持ち、ともに支え合い、未来を拓く心豊かで活力のある人づくり』

2 基本方針

1) 基本方針1

郷土を愛し、豊かな心と生きる力を育み、未来の社会をつくる人を育てます。

2) 基本方針2

夢や志の実現に向け、自ら学び考える力を身に付け、社会を生き抜く子供を育てます。

3) 基本方針3

学校、家庭、地域の教育力の充実と連携・協働を図り、支え合い、町全体の教育力を高めます。

4) 基本方針4

町民一人ひとりが学び続け、健康で豊かな人生を送ることができる学ぶ環境をつくり
ます。

【丸森町教育、文化及びスポーツ振興に関する総合的な施策の大綱】より

3 基本施策1

1) 志教育の充実

志教育では、児童生徒に「かかわる」ことで社会性や勤労観を養い、「はたす」べき役割を考えさせる。そして、よりよい生き方・在り方を考えさせる指導や、自己の進路を探る指導を充実し、学ぶことを意識付け、主体的な学びへとつながる「もとめる」姿を目指す。

キャリア教育にも通じるこうした取組においては、児童生徒が、自らのモデルとなる姿を身近な大人や地域で活躍する人物、ふるさとの先人にも求めるように促す。

☆生き方・在り方指導の充実 ☆進路指導の充実 ☆キャリア教育の推進
☆「丸森町子ども郷土誌」・「ふるさとの先人に学ぶ」等の活用

2) 郷土愛を育むふるさと教育の充実

「水とみどりの輝くまち・丸森」の自然や歴史、伝統を大切にし、郷土愛を育て未来に守り伝えていくためにふるさと教育に取り組む。自分を育ててくれた郷土に対する理解と進んでふるさとの発展に尽くそうという態度を身に付けさせ、丸森町に生まれ、丸森町で生活していることに誇りをもち、夢と希望に満ちたふるさとづくりを目指す人材の育成を図る。

☆豊かな自然環境の把握 ☆町の発展を支えた歴史文化の学習
☆ふるさと教育の充実 ☆「まるもり大好き人」の育成

3) 豊かな感性の育成

「豊かな心・創造する力」を育てるには、「ひと・もの・こと」に心を動かす感性を育むことが必

要である。そのために、総合的な学習の時間に、地域の自然や伝統・文化に触れる活動、地域に住む人の生き方から自己を見つめる活動を積極的に取り入れて実践する。

また、道徳教育の充実を図り、児童生徒相互のかかわりの中で、美しいものや自然に感動する心や人の生き方のすばらしさに共感できる豊かな感性の育成を図る。

☆道徳教育の充実 ☆総合的な学習の時間の充実 ☆読書活動の充実

4) 安心して学べる魅力ある学校づくり

学校は、集団生活を通してより良い人間関係づくりに取り組み、学校生活に対する充実感を高め、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりに努めている。多様化・複雑化する教育課題に対応し、家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら学校運営の現状や課題を、保護者、地域住民に積極的に発信する。また、いじめや不登校を生じさせない学校づくりのため、特色ある教育活動の創造や教育相談体制の充実を図るとともに、心理・福祉等の専門家、関係諸機関、地域との密接な連携を図り、児童生徒にとって自己肯定感や自己有用感に満ちた楽しく安心して過ごせる魅力ある学校づくりに努める。

☆心の居場所のある学校づくりの推進 ☆いじめの未然防止の徹底
☆不登校を防ぐ指導体制の充実と学校づくりの推進 ☆心のケアの充実

5) たくましい心身の育成

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るには、基礎的な体力の向上が不可欠である。

学校・家庭・地域の連携・協働のもと教育活動全体を通して運動習慣の定着を図る。また、学校体育の充実により体力や運動能力の向上を推進する。

同時に、食を通じた心身の育成に向け、望ましい食習慣を身に付けさせ、健全な心・健康な体を育むための食育・健康教育を計画的・継続的に推進する。

☆体力づくりの推進と定着 ☆健康教育の推進 ☆食育指導の充実
☆食習慣の家庭との連携

4 基本施策 2

1) 基礎的な学力の確かな定着

学ぶ力は、「生涯にわたり社会を主体的に生きていく力」を身に付けるために必要なものであり、それを高めるには、授業を通して主体的に学び続けることができる意欲と基礎的な知識・技能の確かな定着を図ることが大切である。このことを踏まえ、常に児童生徒の習熟状況に応じた指導体制の工夫を図り・分かる授業づくりに取り組み、家庭と密接な連携をしながら、学習習慣を身に付けさせる。また、長期休業期間中や放課後等においても学ぶ機会の設定を工夫して、自ら学ぶ習慣を確立する。

☆学ぶ習慣の確立 ☆指導力・授業力の向上 ☆丸森スタンダードの徹底
☆ノート指導の工夫

2) 自ら学び考え、活用する力の伸長

児童生徒にとって「生き抜く力」とは、自分で「考え、判断し、そして表現する力」と考える。「思考力・判断力・表現力」を高めるために、授業の中で、課題について考え、判断させ、その考えをまとめ、人に伝えるために様々な形で表現させることが大切である。その表現するための具体的な手だてが、言語であり、すべての教育活動で言語活動を系統立てて計画的に指導する。さらに、身に

付いた学力を活用する力にまで高め、社会を生き抜く力となるよう、伸ばしていくよう努める。

☆思考力・判断力・表現力の育成と伸長 ☆言語活動の充実
☆学び合いのある学習活動の工夫

3) 幼保小中連携教育の推進

少子化の進行や社会の情報化、地域の教育力の低下、核家族化等児童生徒を取り巻く状況が様々な多様化・複雑化してきているため、児童生徒に係る課題も多様化・複雑化してきている。このため学ぶ土台づくりの推進とともに幼保小中と PTA や関係機関と連携して課題の解決に当たる必要がある。そのために教職員の交流を通じた十分な相互理解や、連携懇話会を活用した各教育段階での具体的な連携を推進する。

☆幼保小中の具体的な連携 ☆交流研修会の推進 ☆幼児教育の推進

4) 特別支援教育の充実

障害のある子供が生き生きと学び育つためには、保護者と教職員が共通理解のうえ、関係機関と連携し、その子に合った適切な指導を行う必要がある。そのために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習能力や心身の状況などきめ細かな教育を行うための個別支援計画等を活用し校内支援体制の充実を図る。また、障害のある子供もいない子供も地域の学校で共に学べるインクルーシブ教育への理解や特別支援教育への専門性を高めるために、特別支援コーディネーター等の研修を充実させる。

☆個別支援・指導計画の作成 ☆保護者との連携 ☆校内支援体制の充実
☆特別支援に関する研修会の充実

5) グローバル化に対応した教育の推進

グローバル化に対応した教育活動の充実を図るために、ICTなども活用して、個々の能力や特性に応じた学びを通し、基礎的な知識・技能の確実な修得を目指す。また、ICT機器等を活用した学校間での協働学習や多様な体験を通じた課題探求型の学習など、学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心を十分に引き出すような新たな形態の学習を推進する。「外国語活動」「外国語」への興味・関心を高め、自ら進んでコミュニケーション能力が図れるよう、ALTや専科教員等を配置し国際理解への環境を整備する。

☆外国語に関する指導の充実 ☆国際理解教育の推進
☆情報教育の充実 ☆ICT機器を学習の道具として活用した授業形態の工夫・改善

6) 未来につながる学校体制づくりの充実

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、集団での「見方・考え方」を働かせ切磋琢磨できる環境・学校規模において、子供に真の学びを保証するための学校体制づくりを推進する。人的または物的な体制の改善を図り、組織的かつ計画的に教育活動の質を高めるよう努める。中学校における望ましい体制づくりも持続可能な社会の形成に重要であり見通しをもって推進する。

☆小学校の学習環境の整備 ☆小中連携授業の推進

5 基本施策3

1) 協働教育の充実

教育の場面が多様化している今日、子供たちの健全な育成のためには、学校以外の様々な場面での協力が不可欠な時代となっている。子供たちの学習環境を整えるため、また、地域住民が生涯にわたって学習を続けていくため、学校・家庭・地域が協働し教育環境を整え、「いつでも、どこでも、誰でも」が学び続ける協働の社会を目指す。

☆PTAと各種団体が連携した行事の推進 ☆各種体験活動の推進
☆特色ある教育活動の発信

2) 家庭・地域の教育力の向上

家庭は、子供の健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣の定着や自立心を育み、心身の調和のとれた発達のための基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点である。学校・家庭・地域の取り組みを行政がしっかり支えるため、「子ども学び塾」等の実施により、自学自習及び家庭学習の習慣を形成するための支援や、子ども会育成会の活動を通して、家庭や地域とのかかわりを深め、子供たちが集団で過ごす中で達成感や喜びが感じられる機会をつくる。学校・家庭・地域の果たす役割を明確にし、家庭の教育力を支え協働して子供を育てる環境づくりを推進する。

☆基本的な生活習慣の定着 ☆家庭学習の習慣化の形成 ☆子ども会育成会との連携

3) 地域と連携した防災・安全体制の確立

様々な災害から自らの命を守るためには、自然の仕組みや災害に対する正しい知識と適切に判断し行動できる力の育成が求められる。学校では、防災教育副読本等を活用し、学校教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災教育を推進する。また、地域と連携した地域防災訓練や地域講師による防災教室等を工夫し、自助、共助、公助、の心を育み、安全安心な社会づくりに貢献する心も育むよう、地域に根差した安全教育を推進する。防災主幹教諭や防災主任を核とした学校安全マニュアルの検証や関係機関との連携を図り、情報の共有を図る体制を確立する。

☆防災教育の充実 ☆地域防災との連携 ☆安全・防災副読本の活用

4) 安心して学べる支援制度の充実

経済的理由による教育格差が学ぶ意欲をもった子供の成長を妨げることのないよう改善を図るため、学校との情報の共有や福祉関係機関と連携して経済的支援を適切に行うよう努める。また、学び支援コーディネーターや放課後子ども教室のような学習支援や多様なニーズに応じた学習の機会を確保し、どの子供も安心して学べる環境をつくるとともに、健診等の実施により心身ともに健全な子供の教育環境の充実に努める。

☆奨学基金貸付 ☆健康診断事業 ☆就学援助事業 ☆保護者相談窓口

5) 開かれた魅力ある学校づくりの推進

学校運営を組織的・継続的に改善を図るため、学校の教育目標や方針、教育計画の内容等の実施状況を家庭や地域に発信し、学校評価を活用している。地域人材や社会資源の活用、社会教育施設との連携など、地域社会と結びついた教育を展開することで特色ある地域の文化や産業を学校教育に取り入れ、子供たちの豊かな学びとなっている。児童生徒数の減少や社会状況の変化に応じた魅力ある学校運営を継続するため、学校運営への地域の教育力の提供など「地域学校協働活動」の推進からコミュニティ・スクールを計画的に推進する。

6 基本施策 4

1) 生涯にわたりいきいき学べる環境の充実

価値観の多様化や情報化の進展などにより、町民の学習意欲や知的好奇心が強まっていることから、町民の誰もが生涯の各時期に応じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を活かすことができる学習環境を整備するとともに、学校・家庭・地域が協働で生涯学習を推進する体制を整備する。

また、読書環境検討委員会の提言を基に、学校・家庭・地域において、それぞれに、また連携しながら、心の豊かさと安定を与えてくれる読書活動を推進する。

☆情報の提供 ☆学習支援体制の充実 ☆読書環境の充実

2) 将来を担う人材の育成

将来のまちづくりを担うのは、郷土愛を持った人である。「生涯学習は人づくり」を基本に、ふるさとの歴史や文化を学ぶ機会や情報の提供、各種講座の開催等により、次代を担う指導者やリーダーを育成する。

また、まちづくりのキーポイントとなる女性が個性と能力を十分に発揮し輝くことができるよう活動を支援する。

☆各種講座の充実 ☆指導者やリーダーの育成 ☆女性活動への支援

3) スポーツ・レクリエーションの振興

生活スタイルの変化や健康志向の高まりから、スポーツ・レクリエーションの果たすべき役割は、大きくなっている。また、スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達に役立つだけでなく、地域社会の交流の場であり、協働意識の向上の場でもある。

スポーツの日常化を目指し、スポーツ機会の提供、スポーツ環境の整備に努めるとともに、誰もが無理なく気軽に楽しめるレクリエーションスポーツ・ニュースポーツの普及を図る。

☆ニュースポーツ・レクリエーションスポーツの推進 ☆スポーツ機会の充実
☆スポーツ環境の整備

4) 地域文化の保存と振興

地域の歴史・文化は、その地域の貴重な財産であり資源である。後継者の育成などに努め、伝統文化の継承を図るとともに、地域の歴史と文化を学ぶことにより、郷土愛を育み、地域の活力となるよう努める。文化財の保全保護に努め、町民の財産としての意識を高める。

生活の中でのゆとりや潤いを高める芸術文化については、優れた芸術文化を体験・鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化の活動者の発表や交流を支援し、感性豊かな町民を育てる。

☆文化財の保存継承 ☆郷土愛の育成 ☆芸術文化の充実